

日本古代の複都制

館野 和己（奈良女子大学）

はじめに

複都制についての研究は、瀧川政次郎氏に始まる(1)。「複都制」というのは瀧川氏による造語であり、「単都制」に対し「京若しくは都と称するものが二つ以上ある国家の制度」(p.15)を言う。そして複都制をとる国では、国王の常住する京を上京、上都、常住しない京を陪京、陪都などというが、瀧川氏は前者を「首都」、後者を「陪都」と呼んだ。この呼称については、岸俊男氏は前者を「主都」、後者を「陪都」とか「副都」としている(2)。本稿ではわかりやすさを重んじ「主都」「副都」を採用する。

さて瀧川氏は、複都制は東洋諸国に特有なものであるとし、中国の事例を紹介している。それによれば、隋・唐はともに長安を主都に、洛陽を副都としたが、それらはいずれも単独では京たりえず、両京を保つことで漸く中央集権体制を維持できたのである。すなわち長安は、南は秦嶺山脈、東は黄河で守られた要害の地であり、軍事的には主都たるに適するが、関中の生産は人口を養うに足りず、経済的には大欠陥を有していた。それに対し黄河流域の中央に位置する洛陽は、江南から米の運漕があり食料は豊富であり、経済的には主都たるに適するが、軍事的には平野の真ん中で攻められやすいという欠陥があった。そのため唐は両者を同格の都とし、「食料が無くなれば洛陽に往き、食料が溜ればまた長安に戻る」というように、両都の間を絶えず往来して、漸く国を保ったのである」(p.23)。すなわち「唐が複都制を採ったのは、全く中国の地理的条件がそうせざるを得ざらしめたものであって、理想としては単都制でありたかった」(p.23)のであり、日本が複都制を採用したのは、単なる模倣であって「大失態と評さざるを得ない」(p.23)と、日本の複都制に否定的な評価を下したのである。

これによれば、中国の複都制は政治・経済上の理由から、複数の都が必要だったから生まれた制度であった。それに対し、日本はどうか。そもそも複都制とは何か、という所から論じた議論はほとんどない。日本の複都制が中国に倣ったものであることは確かである。しかし単に模倣ですませては、その意義を見いだすことはできない。その点、仁藤敦史氏が、唐律令法の継承と改変に対する日本側の立法者の主体的摂取を評価すべきとの立場から、倭京が欠陥を持ち、陪都を置かざるをえなかったという都城制の成立過程に出現する統治形態として、複都制を位置づけるべしとの問題提起をしていることは重要な論点である(3)。こうしたことを念頭に、日本の複都制について検討を進めていく。

1. 複都制の成立

日本の複都制は、天武天皇 12 年（683）に始まる。その年 12 月 17 日に出された詔は、

次のように述べる（『日本書紀』同月庚午条。以下、『日本書紀』は略す）。

凡都城宮室非一処。必造両參。故先欲都難波。是以百寮者各往之請家地。

これは当時の都であった大和の都の他に、複数の都を造ろうと企画し、まずは難波に副都を造ろうとしたものである。明確に複都制を意図した詔である。文字通り取れば、「先ずは」とあるから難波宮以外にも副都を造営する意図があったことになる。事実、翌13年2月28日には畿内に、陰陽師・工匠らを含む使者を派遣し、「都つくるべき地」を視察させるとともに、別の使者を信濃にも派遣して地形を見させている（同月庚辰条）。栄原永遠男氏は、これらは「ただちに都の造営をめざすものではなく、都の地の確定または捜索を目的としている」と推定されている⁽⁴⁾。とりわけ信濃については、「是の地に都つくらむとするか」と記し、『日本書紀』の編者も信濃における造都計画に疑いを抱いているところであるが、栄原永遠男氏はこれも複都制の一環として理解すべきとする。しかし畿内を含め、信濃における造都計画は結局は実現しなかった。

この天武朝の複都制下の難波というのは、孝徳朝に造られた難波長柄豊崎宮を指す。難波宮跡では2時期にわたる宮殿遺構が見つかっており、下層の前期難波宮がそれにあたることは確実である。孝徳朝に宮の周囲に京が成立していたかどうかは未確定であるが、複都制の詔が「百寮者各往之請家地」と述べているように、家地を宮の周囲に与えられるようになつたから、その内実は不明確だが、この時までには京が成立したとしてよからう⁽⁵⁾。以下、それを難波京と呼ぶ。

問題になるのは主都である。当時天武天皇が都としていたのは、元年（672）に入った飛鳥淨御原宮である。『日本書紀』は9月に岡本宮に入り（同月癸卯条）、この年に宮室を岡本宮の南に造り、冬にそこに遷った。それが飛鳥淨御原宮であるという（同年是歳条）。しかし発掘調査の結果、それは天武の母である齊明天皇の後飛鳥岡本宮を改造したものであることがわかっている。すなわち旧来の岡本宮の南東に、エビノコ郭と呼ばれる大規模建物を有する一郭を増築し、それを飛鳥淨御原宮としたものである。壬申の乱に勝利して即位した天武が、母の宮に入りそれを自分の宮としたことについては、即位の正当性を主張するためという説が一般的であるが、天皇一代ごとに宮を変えた歴代遷宮が行われていた當時、前天皇の宮を継承することが、新天皇の正当性の根拠になったとは考えがたい。

私は、天武が後岡本宮を継承したのは、歴代遷宮という慣習をやめさせるためであったと考える。詳細は別稿に譲るが（補注1）、天武がその宮を飛鳥淨御原宮と名づけたのは、死の直前の朱鳥元（686）年7月であり、それまでは前代の宮号を引き継いでいた。そしてそれを改めたのは、天武の不穏の原因と考えられた草薙の剣の祟を祓い淨めるためと考えられている⁽⁶⁾。天武は、増築はしたが前代の後岡本宮を受け継ぎ、名称もそのまま使用していたのである。これは歴代遷宮を終わらせるための措置であった。

その一方で、天武は新たな中国的な都の造営をもくろんでいた。それが藤原京である。藤原京の造営は、天武の跡を継いだ持統天皇が、その4年（690）10月に高市皇子に藤原

宮地を視察させたことに端を発し、8年（694）12月に遷都を行っている（持統天皇4年10月壬申条・8年12月乙卯条）。しかし現実には天武朝の後年に既に造営工事が始まっていたことが判明している。天武の死によって一旦頓挫し、天武の皇后であった持統によって工事が再開され、遷都が実現したのである⁽⁷⁾。

それでは天武による藤原京造営はどのような経緯を辿ったかというと、『日本書紀』天武天皇5年是年条「将都新城。而限内田蘭者、不問公私、皆不耕悉荒。然遂不都矣」に見える「新城」は、新しい都という意味であり、ここに京の建設が企図されたことがわかる。そして京城予定地内の田蘭は、耕作されず荒廃したということから、明確な京城をもつたものとしての「京」の存在が推知される。しかし、何故かそれは頓挫した。

そしてそれが再開されるのが天武天皇11年（682）3月で、都を造るために三野王と宮内官大夫らを新城に派遣して、地形を視察させている（同月甲午朔条）。以後、同月中に天武が新城に行幸し（同月己酉条）、さらに翌年7月にも京師に行幸（同月癸卯条）、13年（684）3月には京師内を巡回して宮室の地を定めた（同月辛卯条）。ここに京内における藤原宮の地も定まり、これを以て藤原京の造営計画が決定したということになる。しかし先述の通り、朱鳥元年（686）9月に天武が死去したため、新都計画は再び頓挫したわけである。

右の経緯の中で、天武天皇11年の新城＝新京計画は、5年のそれを基本的に引き継ぐものであろう⁽⁸⁾。この京は、天武天皇5年是年条で「限内田蘭」と書かれており、また「京内廿四寺」（天武天皇9年5月乙亥朔条）「京内諸寺」（天武天皇9年10月乙巳条・同10年閏7月壬子条）などとあるように、京城が明確なものであった。そして天武天皇14年（685）3月辛酉条には「京職大夫」の巨勢朝臣辛檀努の死亡記事が見えるように、その京城を統括する京職大夫も置かれていたのである。その設置は天武天皇11年から始まった新城工事再開以後とみてよい⁽⁹⁾。

天武天皇は後飛鳥岡本宮（後に飛鳥淨御原宮と改称）に入り、そこを改造して自己の宮とし続けることで歴代遷宮の慣行に終止符を打つ一方で、大規模で条坊制を初めて施工した、中国式都城である藤原京の造営をめざしたわけである。天武のめざす方向は明らかであろう。後飛鳥岡本宮に新規造営したいわゆるエビノコ郭が、大極殿の創始と位置づけられるのも⁽¹⁰⁾、その方向性に沿ったものである。

複都制の詔が出されたのは、こうした藤原京造営工事中の天武天皇12年のことであった。しかも前述したように、難波には京が成立していたようではある。ただしその実態はいまだ十分には明らかになっていず、条坊制が施工されたかどうか確証はない。ここでは条坊制の有無は保留しつつ、宮の周囲にあり官人たちの宅地が広がる地区という意味で、それを難波京と呼ぶことにする。一方の飛鳥の宮の周辺は、『日本書紀』に倭京という表現で見える京があったかのようであるが、それもやはり条坊制を有してはいず、明確な範囲を持つというものでもなかった。そしてその近くに条坊制を施工した藤原京を造営しようとしていたのである。

一方宮城の構造を見ると、孝徳朝以来の難波長柄豊崎宮の構造は、後飛鳥岡本宮などの飛鳥の伝統的な宮と大きく異なり、中枢部が内裏・大極殿・朝堂院という構造を取る後の宮城に類似するという先進的なものであり、藤原宮以後の宮城のモデルになった。

したがってその時、天武が複都制の前提にした大和の都は、後飛鳥岡本宮（後の飛鳥淨御原宮）ではなく、造営中の藤原京であった。すなわち、天武は少なくとも藤原京と難波京とを造ろうとしたわけである。この 2 つの京はパラレルな関係にあるものとみるべきであろう。すなわち、宮は副都の難波長柄豊崎宮をモデルに、京は建造中の藤原京をモデルに、両京を整備しようとしたとするべきであろう。

したがってこれまで、複都制は倭京と難波京とで理解しようとする見解⁽¹¹⁾と、倭京ではなく藤原京とするものとがあるが⁽¹²⁾、後者が妥当と考える。

それではこの時、副都難波京に期待されたものは、どのような機能であったろうか。これについては、難波の果たした歴史的役割からさまざまな見解が出されている。しかしほぼ共通して、難波にある難波津との関わりが指摘されている。そこでそれを瀧川氏の論に見ると、西日本諸国からの貢租の集中、軍事的重要性、外交使節の迎接などの機能が難波津にあることから、「飛鳥に都する以上、難波京を陪都としてもつことが必要欠くべからざることであった」(p.45) とされる。多くの先学も比重をどこに置くかの差異はあるにしても、これらの機能から副都難波京の性格を論じている。しかし、難波がこれらの機能を果たしたとしても、それらを以てそこに副都を築く必要があったとすぐに考えることはできない。それらの多くは、難波に京がなくてもその機能は果たせるし、実際唐のように皇帝が両都をしばしば往還したというようなこともないからである。やはり副都というからは、少なくとも天皇の地位を象徴する宮が必要があった理由を考えるべきであろう。

その点で栄原永遠男氏は、信濃における造都計画も副都の 1 つと位置づけた上で、仁藤敦史氏の提起を受けて⁽¹³⁾、複都制の詔と同日に、文武官人と畿内有位人に対して、四孟月における朝参を命じる詔が出されていることを重視された。すなわち『日本書紀』には、複都制の詔の前に次の記事を載せている。

詔曰、諸文武官人、及畿内有位人等四孟月必朝参。若有死病不得集者、當司具記申送法官。

栄原氏はこれにより、藤原京・難波宮・信濃宮の 3 つの都で、それぞれ朝参等が計画されたと主張されたのである⁽¹⁴⁾。すなわち藤原京を中心に東西に信濃宮と難波宮を配することは、日本を 3 つの地域に分け、それぞれの地域に都を設けて中央政府の威を張るということであり、それぞれの都で天皇の代理が地方豪族の朝参を受け、藤原京においてさらに朝参を受けるという二段構えの構造を取っていたと考えられたのである。これは宮としての必要性を指摘されている点で、注目される見解である。しかし栄原氏も、なぜ難波でなければならなかったのかという問いには、十分答えていないのではなかろうか。難波と大和は 1 日の行程であり、倭に朝参させればすむことである。

そこで私は外交を重視したい。難波には外交使節を迎える施設が置かれていた。7世紀に

入って来日した外国使節のうち、難波における様子のわかる『日本書紀』の記事を見ていいくと、推古天皇 16 年（608）に隋使裴世清一行が来朝したときは、彼らを迎える新館を難波高麗館の上に造り（同年 4 月条）、難波津に来泊した一行をそこに迎えた（同年 6 月丙辰条）。彼らはその後入京し、小墾田宮で外交儀礼が繰り広げられた（同年 8 月癸卯・壬子条）。推古天皇 18 年 7 月に筑紫に来た新羅と任那の使者は（同月条）、10 月に入京したが、その際は阿斗河辺館に安置した後、小墾田宮に入り拝朝している（同月丙申・丁酉条）。

また舒明天皇 2 年（630）には難波の大郡と三韓の館を改修し（同年是歲条）、4 年 10 月には唐の使人高表仁らを難波津に迎え、館に入れている（同月甲寅条）。この時は入京の記事がなく、翌 5 年正月に帰国の途についているから（同月甲辰条）、難波にとどまっていたのだろう。ただし『旧唐書』卷 199 上、列伝 149 上、東夷倭国には貞觀 5 年に倭に派遣された高表仁は、「与王子争礼、不宣朝命而還」とある。争礼の場が宮でのことか難波でのことか明確でない。前者の場合、天皇と会見せずに帰国したから、『日本書紀』がそれを記していないのかもしれない。

そして皇極天皇元年（642）2 月 6 日に高麗の使人が難波津に来泊し、その後 21 日に朝廷は諸大夫を難波郡に派遣して、高麗の貢上した金銀などを検校し、さらに 22 日に前年に亡くなった舒明天皇の弔問のため正月に来た百濟使とともに、難波郡で饗宴を催した（同月壬辰・丁未・戊申条）。24 日には百濟弔使とともに来日していた百濟王子の翫岐を召し阿曇山背連の家に安置し、25 日に高麗・百濟の客を饗している（同月庚戌・辛亥条）。饗宴の場所は明確ではなく、翫岐と同行した宮でのことだったと考えることもできるかもしれないが、百濟使はともかく高麗使にはその理由がないので、22 日と同じく難波でのことであろう。そして両使は 27 日には、帰国の途についた（同月癸丑条）。

同年 5 月にも、16 日に百濟の調使の船が難波津に至り、18 日に調を貢進し（同月庚午・壬申条）、7 月になって、百濟使人を朝に饗している（同月乙亥条）。

皇極天皇 2 年には、3 月に難波の百濟の客館堂が焼けており（同月癸亥条）、その存在が知られる。6 月には百濟の進調船が難波津に来泊し（同月辛丑条）、7 月に大夫らを難波郡に派遣し、百濟の調などを検校している（同月辛亥条）。さらに大化元年（645）7 月、高麗・百濟・新羅 3 国が調を貢進してきたが、百濟大使のみは病気のため津の館に留まり、他の使者は入京した（同月丙子条）。

大化元年 12 月、孝德天皇は難波に遷都したので、以後大化・白雉年間は外国使が大和に行くことはなかった。そこでその間の動きは省略する。

さて、再び都を飛鳥に戻した齊明天皇は元年（655）正月に飛鳥板蓋宮で即位したが、7 月には難波の朝で蝦夷と百濟の調使を饗している（同月己卯条）。翌 2 年には後飛鳥岡本宮を営むとともに、その宮地に高麗・百濟・新羅からの調使を饗している（同年是歲条）。同 6 年（660）正月には高麗の使者が筑紫に着き（同月壬寅朔条）、5 月に難波館に入っている（同月戊申条）。そして 7 月には帰国しているが（同月乙卯条）、その間入京したという記

事はないから、難波に留まっていたのであろう。

このように見えてくると、難波には一貫して外国使節を迎える館が置かれていたことが知られる。こうした使節は入京させて宮に迎え、天皇へ表を呈したり調を貢上させ、それに対し饗宴したりするなどの儀礼が行わるのが通例であるが、難波に留まる場合もあった。その場合は、難波で調の貢上や饗宴が行われたのである。

しかるに天武朝になると、少し変化が見えてくる。それは外国使節を入京させないのが通例になったのである。天武天皇元年（672）・10年・12年・13年・14年、持統天皇元年（687）・3年・4年来日の新羅使と、天武天皇2年・持統天皇2年来日の耽羅使については、筑紫に留め、そこから帰国させているのである。その間の例外は、わずか2例のみである。

1つは天武天皇2年（673）閏6月に、新羅が賀騰極使と天智の弔問使を派遣してきた際に（同月己亥条）、8月に前者のみを京に召したというもの（同月戊申条）。同日、筑紫に来ていた耽羅の朝貢使にもこの方針は適応され、彼らは筑紫から帰国させられたのである。新羅の賀騰極使は9月に難波で饗を受け（同月庚辰条）、11月には出航している（同月壬子朔条）。もう1つは天武天皇5年11月、政治上の要請と貢調のために筑紫に来た新羅使を（同月丁卯条）、翌年3月になって京に召したというものである（同月辛巳条）。圧倒的に外国使節は筑紫に留め、そこで応対したのである。持統天皇6年（692）11月には、新羅の進調使を難波館で饗しているので（同月戊戌・辛丑条）、少し変化が見えるが入京記事はない。

このような外国使節を入京させない方針が変わるのは、文武天皇になってからである。即位直後の元年（697）10月に新羅使が来朝すると（『続日本紀』同月辛卯条。以後『続日本紀』は略す）、11月には彼らを迎える使者を筑紫に派遣した（同月癸卯条）。そして翌年正月の元日朝賀の儀に、新羅朝貢使は参列したのである（同月壬戌朔条）。文武天皇5年の元日朝賀の儀にも、前年11月に来朝した新羅使が加わっていた（文武天皇4年11月壬午条・同5年正月乙亥朔条）。

以上、事例を見てきたが、難波は外国使節迎接の場であり、そのための館が設けられていた。その後使節は入京することもあれば、難波（あるいは筑紫）に留まり、そのまま帰国することもあった。外国使節の来航は朝貢であるという建前を取っていたから、通常なら天皇が宮で彼らを迎え、調を受けとり饗宴を行うはずである。しかし入京させない場合は、難波や筑紫で貢調・饗宴という同じ儀礼が行われた。特に天武朝には、原則的に入京させなかった。

そういう中で複都制が宣言され、難波宮・京の整備が行われたのである。そのことからすると、難波宮は内政の場である大和の都に対して、外国使節を迎える宮という位置づけを与えられていたのではなかろうか。実際には天皇はそこにいないが、難波宮が彼らを迎え入れ国家的迎接儀礼を行う場として位置づけられ、副都として整備された可能性を指摘しておきたい。これに関連しては、元日に国府では国庁に向かって国司が、僚属・郡司ら

を率いて朝挙を行ったことが想起される（儀制令元日国司条）。無人の国庁には、天皇がいるとみなされたのである。齊明天皇元年（655）7月、難波朝で北と東の蝦夷、それに百濟の調使に饗宴を設けている（同月己卯条）。この難波朝は難波長柄豊崎宮である。天武天皇2年9月に新羅の賀騰極使に饗宴を設けた難波というのも（同月庚辰条）、同宮の可能性が大きかろう。まさに難波宮は外国使節の迎接の場として用いられていたのであるが、天武はそこを副都として位置づけ、いっそう整備しようとしたのである。なお天武天皇6年10月には、丹比公麻呂を摂津職大夫に任命したとの記事が見える（同月癸卯条）。副都としての難波京が成立後、それを管轄したのはこの摂津職であろう。

しかしながら難波長柄豊崎宮は朱鳥元年（686）正月に焼失してしまった（同月乙卯条）。さらに同年9月に天皇が死去すると（同月丙午条）、藤原京造営工事も頓挫した。ここに天武天皇の複都計画は水泡に帰したのである。

ここでは副都である難波宮については対外的機能を重視したが、もちろん同宮の果たした機能はそれだけではなく、国内的なものもあったであろう。それに複都制宣言後、難波宮焼失以前の、天武天皇13年・14年に来日した外国使節についても、彼らを難波に迎え入れてはいない。これはまだ整備中であったからという理由からかもしれないが、若干問題として残ろう。しかし主都・副都は、主に内政と外交という国家の2つの機能を分担したのではなかろうか。

2. 聖武朝の複都制

次に複都制が問題になるのは、聖武天皇の時代である。すなわち神亀3年（726）10月に天皇は難波宮に至り、式部卿藤原宇合を知造難波宮事に任命し、あわせて陪從した人らに禄を賜っている（『続日本紀』同月癸亥・庚午条）。後者の中には難波宮の官人がおり、あたかも宮所属の官人がいたかのようであるが、これは宮を所管する摂津職の官人中の管理担当者という意味であろう⁽¹⁵⁾。それはともかく翌神亀4年2月には難波宮を造るための雇民に対し、その課役と房戸の雜徭を免除している（同月壬子条）。天平4年（732）3月に宇合以下仕丁以上に物を賜っており、造営工事は一段落したのである（同月己巳条）。ただし同年9月には石川枚夫を造難波宮長官に任命していたから（同月乙巳条）、その後も同10年頃まで造営は続いている⁽¹⁶⁾。天平6年3月、聖武天皇は難波宮に行幸し、陪從の百官・衛士以上と造難波宮司などに賜禄を行っているから（同月辛未・丁丑条）、宮は天皇を迎えるまでできあがってきたことが窺える。9月には難波京の宅地を班給しているから（同月辛未条）、京の整備も伴ったのである。この難波宮は、発掘調査で検出された上層遺構、いわゆる後期難波宮である。難波宮行幸はその後、天平12年2月にも行われている（同月甲子条）。

この難波宮の造営は、聖武天皇が曾祖父である天武天皇の複都制の復活をめざしたものと考えるのが、瀧川氏以来の定説である⁽¹⁷⁾。

天平 4 年 10 月に造客館司を初めて置いている（同月癸酉条）。客館の置かれた場所については明確ではないが、これは難波宮の造営期間中であるから、難波におけるものであろう（18）。そうであるなら、やはり難波宮と外交との密接な関係を物語るものとなる。ただ『続日本紀』では、難波宮における外交儀礼の執行を知ることはできない。

後期難波宮は当時の平城宮の構造とは異なり、藤原宮のように内裏・大極殿・朝堂院が南北に並ぶものであった。藤原宮や平城宮の東区の朝堂院における朝堂の数が 12 堂であるのに対し、難波宮は 8 堂と少なかったが、平城宮東区朝堂院及びその正殿にあたる大規模な建物（大安殿）が、掘立柱建物で檜皮葺であったのに、難波宮の大極殿・朝堂は礎石建物で瓦葺というように、中国風の荘厳なものであった。それはその後改造された奈良時代後半の平城宮における、大極殿・朝堂院の先駆けとなる先進的な宮である。直木孝次郎氏は、こうした壮麗な宮殿が難波に営まれたのは、神亀頃からの新羅との緊張関係も一因ではないかと推定されている（19）。栄原永遠男氏も後期難波宮の造営が、唐・黒水靺鞨・渤海・新羅をめぐる東アジア情勢の緊張が高まった時に開始されたことから、それは渤海・新羅を強く意識したものであり、外交的・軍事的意味を強く持っていたと考えられている（20）。その点では、副都・難波京は前期以来、対外的意味を持っていたことになる。

しかし、その上でなお、なぜ副都という形でなければいけなかつたのかを追究する必要があろう。この難波京は後述するように延暦 3 年（784）頃まで副都として維持され、主都の平城京とともに複都制が維持された。中国の複都制を意識し模倣したものであるのは確かである。しかし副都である難波京に期待された機能は具体的に何か、不明確である。対外的意味を持ったにしろ、先に記したように、難波宮で外交儀礼が執行されたことがわかる明確な事例はない。当時は外国使節は基本的に、平城京に入京させているのである。もちろん壮麗な都を見せて、威嚇するという効果はあろう。しかしながら、平城京だけではいけなかつたのか。

難波のある摂津が一般的の国司ではなく、摂津職によって管轄された理由は、難波津・難波京の存在であったように、難波京は重要な位置づけを与えられていたが、具体的に副都として期待されていたものは何か不明確なままで、踏み込んだ議論もほとんどない。この辺りが日本の複都制の議論をわかりにくくさせているように思われる。

ところで聖武朝にはさらに複雑に、複都制が展開する。すなわち天平 12 年（740）9 月、大宰少弐の藤原廣嗣が大宰府で叛乱を起こすと、天皇は 10 月に関東行幸に出発し（同月壬午条）、年末には山背国相楽郡の恭仁宮に入った（同年 12 月丁卯条）。これは既存の宮ではなく、急遽造営して天皇が入ったものである。その後 14 年 8 月近江国甲賀郡紫香楽村に離宮の造営を開始し（同月癸未条）、以後しばしば紫香楽宮に行幸した（同月己亥条ほか）。天平 15 年 10 月に盧舎那仏造立の詔を出し（同月辛巳条）、その造立を進めたのも紫香楽宮近くの甲賀寺においてであった。

しかるに 15 年 12 月には恭仁宮の造作を停止し（同月己丑条）、翌年閏正月になると百官

や市人に恭仁京と難波京とのいざれが都にふさわしいか意向を聞きながら（同月乙丑朔・戊辰条）、その結果に反して難波宮に行幸し（同月乙亥条）、2月には恭仁宮にあった駅鈴・内外印を難波宮に回収し（同月乙未朔条）、さらに恭仁宮の高御座・大樁・兵庫の器仗も難波宮に運ばせた（同月甲寅条）。ここに難波遷都の動きを見せながら、突然難波宮から紫香楽宮に行幸し（同月戊午条）、その2日後に難波宮に残っていた左大臣橘諸兄が、難波宮を皇都とする勅を宣した（同月庚申条）。そして翌17年正月には「新京」に遷り宮室の造営を進めたというように（同月己未朔条）、紫香楽宮を新京と表現している。このため紫香楽宮に遷都したとみる見解⁽²¹⁾と、そうはみない説とがある⁽²²⁾。しかし天平16年11月以後、『続日本紀』では紫香楽宮の名が消え、それに代わって甲賀宮が現れるのは（同月癸酉条が初見）、紫香楽宮に遷都が行われ、それに伴い宮号が変更されたものであるとし、17年正月元日に大樁柱が立てられたことこそ（同月己未朔条）⁽²³⁾、紫香楽が主都となったことを正式に宣言した行為とする橋本義則氏の説が注目される⁽²⁴⁾。近年の発掘調査で長大な2棟の朝堂や、その正殿とみられる建物が見つかったことは、確かに他の宮に比べて見劣りはあるが、紫香楽宮が単なる離宮ではないことを物語るものであろう。しかし天平17年5月、聖武天皇は再び平城京を都にすることとし、5年ぶりに平城宮に戻った（同月戊辰条）。

「彷徨5年」とも言われる、この5年間の聖武の動きは複雑であり、恭仁京・難波京・紫香楽宮とめまぐるしく遷都を繰り返した結果、複数の都が並列する複都制が現れたとみられている。そして恭仁京は唐の副都洛陽に倣ったものであり、紫香楽宮は盧舍那仏造営と密接な関わりを以て造営されたもので、それは恭仁京が擬せられる洛陽近郊の竜門にある石窟寺院の奉先寺の大仏にたとえられる、とされる⁽²⁵⁾。確かに洛陽と恭仁京、竜門と紫香楽の関係は説得力があるが、それらの宮を複都制の概念で捉えてよいのだろうか。

橋本義則氏は、5年間における各宮の留守官の任命状況を検討した。天皇が行幸している間、主都の留守を預かるのが留守官である。そしてこの間難波宮に一度も留守官が置かれなかつたは、難波宮が恭仁・平城両宮と一線を画する存在、すなわち副都であったことを物語るとし、また恭仁宮に遷都後、紫香楽宮・難波宮への行幸にあたって、恭仁宮のみならず平城宮にも常に留守が任命され続けたことなどから、恭仁・平城・甲賀宮の3宮都は、主都あるいは主都たるべき候補として維持されていたと論じられた⁽²⁶⁾。

しかし恭仁宮遷都後の天平13年閏3月には、平城宮の兵器を恭仁宮近くの甕原宮に移し（同月己未条）、5位以上の者が勝手に平城に住むことを禁じ、平城京に残っている者は同日中に恭仁京へ向かうことを命じた（同月乙丑条）。8月になると平城京の東西両市を恭仁京へ遷し（同月丙午条）、さらには遷都直後から平城宮の大極殿と歩廊を恭仁宮に移築する工事を実施していること（天平15年12月辛卯条）からすると、平城京は維持されていないのであり、「ここには中国風の複都制の思想の片鱗もうかがえない」（p.412）⁽²⁷⁾と言わざるをえない。平城宮に留守官が置かれたのは、和銅3年（710）平城遷都にあたり藤原宮留守に左大臣石上磨がなったように（同月辛酉条）、主都が移動したからであり、平城宮がそ

の後も維持されたとは言いがたい。そこは廃棄されたと考えるべきであろう。

また恭仁宮から難波宮へも、天平 16 年 2 月には高御座と大権などを移しており、やはり明確に遷都を実施しているわけである。留守は単に前都に置かれるものであるから置かれたのであって、それを以て複都制下の主都や副都として維持されていたということはできないのではないだろうか。もちろん新都に遷都されたとしても、それまでの都がすぐになくなってしまうわけではない。暫くは施設も機能も存続するのである。留守はそれに伴うものと考えるべきであろう。

したがって聖武天皇時代の複都制は、主都としての平城宮・恭仁宮・紫香楽宮のいずれか 1 つと、副都としての難波宮の組み合わせで理解すべきものであり、平城・恭仁・紫香楽の三宮同士の間には成り立たないのである。

なお天平宝字 5 年（761）10 月、平城宮の改作のため暫く近江国保良宮に移った淳仁天皇は、そこを北京と呼び、都に近い 2 郡（滋賀郡と栗太郡か）を畿県として、庸を停止し調を京に准じて出すことを命じた（同月己卯条）。また称徳天皇は神護景雲 3 年（769）10 月に、道鏡ゆかりの由義宮に行幸し、それを西京とし、河内国を河内職と改めた（同月辛亥・甲子条）。前者は、唐の太原が北京と称されたことに倣ったものかもしれない。いずれも平城京に対する副都としての位置づけを与えられたとの論がある⁽²⁸⁾。確かに形式的にはそうであるが、保良宮は翌年 5 月に平城宮に戻って以後の存否は不明であるし、由義宮も翌年 9 月に称徳天皇が死去した後は、廃止されたとみられる。いずれもごく一時期のものであって、実質的に複都制と言えるようなものではない⁽²⁹⁾。やはり奈良時代の副都は、あくまで難波京であったとすべきであろう。

ただし副都難波京が具体的にいかなる機能を果たしたかは、先述したように明確ではない。複都制を支えるべき理念が明確ではないのである。その点で、この時期の日本の複都制は中国の形式的模倣にすぎなかったと言えよう。

3. 複都制の終焉

奈良時代の複都制に終わりを告げたのは、桓武天皇による長岡遷都の時であった。長岡京への遷都は、延暦 3 年（784）5 月の中納言藤原小黒麻呂・藤原種継らによる山背国乙訓郡長岡村視察に始まり（同月丙戌条）、6 月には種継らが造長岡宮使に任命され（同月己酉条）、11 月には早くも天皇の長岡宮移幸が行われたように（同月戊申条）、急ピッチで進められた。これと複都制の終焉の関係についても既に多くの研究があるが、長岡遷都は平城京からの遷都だけではなく、難波京からの遷移でもあったということが岸俊男氏によって指摘されている⁽³⁰⁾。その根拠としては、遷都の動きの開始と前後して、同年 5 月に摂津職が難波における大量の蝦蟇の移動を報告しているが（同月癸未条）、これが遷都の前兆と考えられること、また同月に摂津職史生が白燕を献上していることも（同月甲午条）、遷都の祥瑞とみられること、6 月と 12 月に摂津の住吉神への昇叙が行われ、特に後者は長岡宮造

宮関係者への昇叙と同日であるのは（6月辛丑条、12月丙申条）、同神が遷都に関与したからとみられること、それに発掘調査によって、長岡宮の中枢部は難波宮の建物が移築されたことが明らかになったこと、などがある。こうして難波宮が廃止され副都がなくなるとともに、宮の建物が長岡宮へ移築されたことにより、平城・難波の両都が合一して長岡京となり、複都制が廃止されたというわけである。

そして延暦12年3月には「難波大宮既停」という理由で、それまで難波宮を管轄してきた摂津職が一般の国と同格になり、職の名を改めて摂津国となったのも（同月9日太政官符『類聚三代格』）、その延長線上の動きである。

これに特に付け加えるものはない。ただし長岡京は難波京に替わる平城京の副都であり、主都はあくまで平城京にあったが、ある時点から主都になったとする金子裕之氏の理解がある⁽³¹⁾。しかしそれは疑問である。確かに桓武天皇の平城京から長岡京への移動を、『続日本紀』は「移幸」と表現し（延暦3年11月戊申条）、遷都とはしていない。その点では唐の皇帝が東都へ行くことが「幸」と書かれることと共通していると言えよう。しかしその直後に、賀茂の上下2社と松尾・乙訓2神に叙位をしたのは、「以遷都也」と明記している（同月丁巳条）。同様の表現はその前、6月に賀茂大神社に奉幣し以て遷都の由を告げるとしている所にも見える（同月壬子条）。さらに延暦10年9月には、平城宮の諸門を壊して長岡宮に移築している（同月甲戌条）。これらは途中で方針変更があったのではなく、一貫して平城京から長岡京へと遷都していることを物語るものである。もっとも瀧川氏は、日本の史書の編者は複都制を理解していなかったから、副都行幸でも滞在が長いと遷都の語で呼ぶなど、遷都でないものを遷都としていると述べておられ、金子氏もこの瀧川説を、自己の説に援用されている。したがってこれによれば、『続日本紀』に遷都と書かれていても何の根拠にもならないことになる。『続日本紀』が、桓武が平城京から長岡京へ移動したことを「移幸」と書き、遷都としていることも、金子氏は根拠とされているようであるが、同様な例は天平17年5月の平城還都の際の「行幸平城」（同月戊辰条）にも見える。これは前述のように、主都たる紫香楽宮からの遷都である。それにもかかわらず「行幸」としているわけであり、長岡「移幸」も同様に考えてよい。

長岡遷都により、長く副都であった難波宮が廃止され、複都制は終焉を迎えた。しかし先述したように、奈良時代の難波京の果たした機能は、不明確である。それは中国の模倣にすぎず、きわめて形式的なものであった。もちろん当時の東アジアの都城の中で、その複都という形式こそが意味を持つのだという議論もある。しかしそれにしても難波宮・京が果たした機能を、具体的に分析していく必要があるが、今その準備はない。

おわりに

以上、日本古代の複都制の様相を見てきた。振り返って見ると、最も問題であるのは「複都制とは何か」という議論が不十分であることである。瀧川氏は、日本に複都制を導入し

たのは大化の新政府であり、孝徳朝の難波遷都後も、飛鳥の古京は依然京として保存され、天智天皇が近江大津宮にある時も、飛鳥には古京留守司が置かれていたことなどを以て、飛鳥が主都であり続けたとされた。あるいは前述したように、史書の編者は複都制をしつかり認識していなかったので、遷都と行幸の区別がついていないとも述べられる。

しかし天武天皇が明確に宣言する前の都を、複都制の概念で理解できるのだろうか。壬申の乱の中では、飛鳥近辺のことを「古京」と表現している（『日本書紀』天武天皇元年7月壬辰条）。それを以て瀧川氏は飛鳥が主都であり続けたとするが、文字通り「古京」なのであり、既に都ではなかったと考えるべきであろう。そこに小墾田の兵庫（天武天皇元年6月己丑条）のような何らかの機能が残っていたとしても、それは既に都ではなかったのである。また史書の編者も十分理解できないような制度は、はたして制度として成り立つのだろうか。

単に複数の宮・京が併存していることを複都制と言うのか。それとも何らかの必然的な役割分担を以て併存しているのが複都制なのか。その場合の宮・京に離宮は含まれるのか。こうした基本的なことを、まだ議論する必要があるのではなかろうか。

注

- (1) 瀧川政次郎 1967 「複都制と太子監国の制」（『法制史論叢 第2冊 京制並に都城制の研究』角川書店）。
以下、瀧川氏の論は全てこれによる。
- (2) 岸俊男 1988『日本古代宮都の研究』岩波書店。
- (3) 仁藤敦史 1998「複都制と難波京」（『古代王権と都城』吉川弘文館、初出1992）。
- (4) 栄原永遠男 2003「天武天皇の複都制構想」（『市大日本史』6）。
- (5) 岸俊男 1988「難波宮の系譜」（前掲(2)所収、初出1977）。
- (6) 今泉隆雄 1993「「飛鳥淨御原宮」宮号命名の意義」（『古代宮都の研究』吉川弘文館、初出1985）。
- (7) 岸俊男 1988「飛鳥から平城へ」（前掲(2)所収、初出1970）、同「日本における『京』の成立」（前掲(2)所収、初出1982）。
- (8) 小澤毅 2003「古代都市『藤原京』の成立」（『日本古代宮都構造の研究』青木書店、初出1997）、林部均 2007「飛鳥の諸京と藤原京」（吉村武彦・山路直充編『都城 古代日本のシンボリズム』青木書店）、同 2008『飛鳥の宮と藤原京』吉川弘文館。
- (9) 館野和己 2009「古代都城の成立過程—京の国からの分立」（『古代都城のかたち』同成社）。
- (10) 林部均 2009「飛鳥宮一大極殿の成立」、渡辺晃宏 2009「平城宮大極殿の成立」（共に、『都城制研究(2)』奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol.23）。
- (11) 岸俊男 1988「大宰府と都城制」（前掲(2)所収、初出1983）、同「長岡遷都と鎮京使」（前掲(2)所収、初出1986）、湊哲夫 1998「陪都難波京の成立」（吉田晶編『日本古代の国家と村落』塙書房）。
- (12) 栄原永遠男、前掲(4)論文。ただし栄原氏はなぜ藤原京なのか、その理由を述べられていない。
- (13) 仁藤敦史、前掲(3)論文。

- (14) 栄原永遠男、前掲(4)論文。
- (15) 『新日本古典文学大系 続日本紀 二』(岩波書店、1990) p.173 脚注。
- (16) 天平 6 年「出雲国正税帳」(『大日本古文書』(編年) 卷 1, p.587) と同 9 年「但馬国正税帳」(『同』卷 2, p.55) に「造難波宮司雇民」、同 10 年「和泉監正税帳」(『同』卷 2, p.75) に「難波宮雇民」が見える。
- (17) 田井泰子 1982 「日本古代遷都論」(『寧樂史苑』27)、山本幸男 1988 「聖武朝の難波宮再興」(『続日本紀研究』259) など。
- (18) 瀧川政次郎、前掲(1)論文、直木孝次郎 1994 「難波宮と難波津」(『難波宮と難波津の研究』吉川弘文館、初出 1989) など。
- (19) 直木孝次郎、前掲(18)論文。
- (20) 栄原永遠男 2006 「古代における難波地域の性格」(『大阪および日本の都市の歴史的発展』大阪市立大学院文学研究科都市文化研究センター)。
- (21) 八木充 1974 『古代日本の都』講談社、信楽町 1997 『天平の都 紫香楽』など。
- (22) 瀧川政次郎、前掲(1)論文、田井泰子、前掲(17)論文など。
- (23) 大楯桿は元日や大嘗祭の際に、石上・榎井氏によって立てられた。元日に立てることは天平 14 年に始まった(同年正月丁未朔条)。『延喜式』践祚大嘗祭神楯戟条・班幣条参照。
- (24) 橋本義則 1995 「朝政・朝儀の展開」(『平安宮成立史の研究』(塙書房、初出 1986)、同 1994 「紫香楽宮の宮号について」(信楽町教育委員会編『平成 5 年度遺跡発掘事前総合調査事業にかかる紫香楽宮関連遺跡発掘調査報告』信楽町教育委員会)。
- (25) 瀧川政次郎、前掲(1)論文、小笠原好彦 2002 『聖武天皇と紫香楽宮の時代』(新日本出版社)。
- (26) 橋本義則 1999 「天平十七年大糧申請文書の再検討」(『山口大学文学会志』49)。
- (27) 坂本義種 1978 「摂津職について」(『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、初出 1968)。
- (28) 瀧川政次郎、前掲(1)論文、八木充、前掲(21)書。
- (29) 田井泰子、前掲(17)論文は「まったく臨時の、観念的な副都にすぎない」(p.24) としている。
- (30) 岸俊男 1988 「平城京へ・平城京から」(前掲(2)所収、初出 1974)。
- (31) 「シンポジウム古代都城を掘る」(『季刊考古学・別冊 5 古代都市文化と考古学』雄山閣、1994) での金子裕之氏の発言。
- (補注 1) 館野和己 2010 「天武天皇の都城構想」(栄原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』塙書房)

図出典

図 1 奈良文化財研究所編 パンフレット『特別史跡平城宮跡』

図 2 岸俊男 1993 『日本の古代宮都』岩波書店

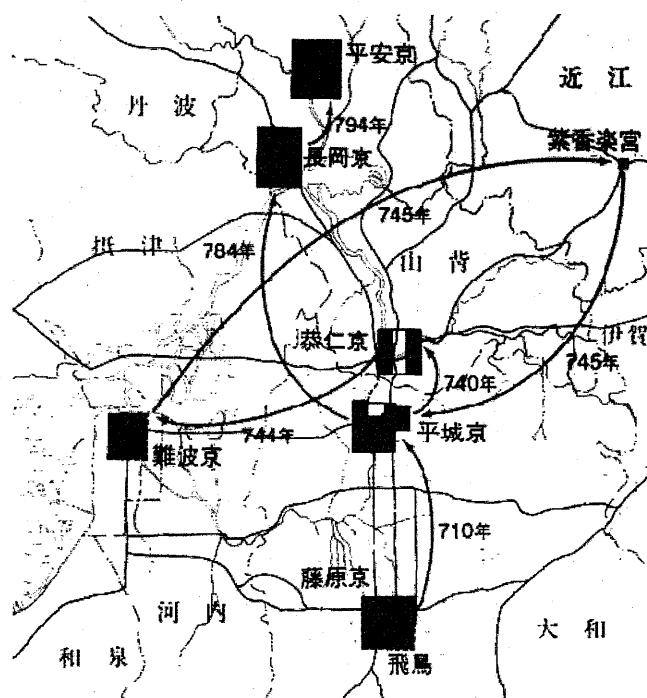


図1 古代宮都の変遷

	天皇	大和	攝津・河内	山背	近江
593	推古	豐浦宮→小墾田宮			
	舒明	飛鳥岡本宮→田中宮→			
	皇極	廄坂宮→百濟宮			
645	孝德	小墾田宮→飛鳥板蓋宮 (飛鳥河辺行宮)	難波長柄豊崎宮		
	齐明	飛鳥板蓋宮→飛鳥川原宮→後飛鳥岡本宮			
	天智				近江大津宮
672	天武	島宮→岡本宮→飛鳥淨御原宮	難波京		
	持統	飛鳥淨御原宮→藤原京			
697	文武		↓		
707	元明	平城京			
	元正				
724	聖武		→難波京	→恭仁京	→紫香楽宮
749	孝謙				→保良宮
	淳仁				
	称徳		→由義宮		
	光仁				
781	桓武			長岡京→平安京	
	平城				
	嵯峨	平城宮			
823	淳和		↓		

図2 古代宮都略年表